

平成20年度第1回学長選考会議議事要旨

日時 平成20年6月24日(火) 11:35~12:50
場所 事務局大会議室
出席者 学外委員 金岡, 金川, 北野, 示村, 橘, 館野, 松井
学内委員 小川, 佐藤, 三浦, 平井, 宮脇, 畑中, 広瀬, 済木, 山田,
寺山, 遠藤
欠席者 学外委員 石井, 東野, 中尾, 森, 山田
学内委員 前田

配布資料

- | | |
|------------------------------|-----|
| ・学長選考会議委員名簿 | 資料1 |
| ・平成19年度第3回学長選考会議議事要旨(案) | 資料2 |
| ・富山大学学長選考規則実施細則の運用に関する申合せ(案) | 資料3 |
| ・学長選考規則実施細則の一部改正について | 資料4 |
| ・意向調査の実施及び公表等に関する検討結果 | 資料5 |
| ・学長選考日程(案) | 資料6 |

審議事項に先立ち, 金岡議長から挨拶があった。

学内委員の交代に伴う新委員の紹介があった。

去る, 3月25日(火)に開催された学長選考会議懇談会における懇談事項について次のとおり了承した。

- ・意向調査の実施及び公表は, 学内委員によるワーキンググループで検討することとし, 取りまとめを平井副議長に一任した。

【審議事項】

- 1 富山大学学長選考規則実施細則の運用に関する申合せ(案)について
金岡議長から, 「富山大学学長選考規則実施細則の運用に関する申合せ(案)」について提案があり, 事務局から資料3に基づき説明が行われ, 審議の結果, 原案のとおり承認された。
なお, 制定日は, 6月24日とすることとした。
- 2 富山大学学長選考規則実施細則の一部改正について
金岡議長から, 富山大学学長選考規則実施細則の一部改正について提案があり, 事務局から資料4に基づき改正理由等について説明が行われ, 審議の結果, 原案のとおり承認された。
なお, 制定日は, 6月24日とすることとした。

3 意向調査について

金岡議長から、意向調査の実施及び公表等については学長選考会議学内委員によるワーキンググループにおいて検討されたところであるが、本日、その検討結果について報告いただき、審議したい旨の提案があった。

引き続き、平井副議長から、学長選考会議学内委員ワーキンググループによる検討結果について、資料5に基づき報告及び説明があり、審議の結果、次のとおり確認した。

(1) 管理委員会の設置について

意向調査管理委員会の設置については、学長選考規則実施細則(以下「実施細則」という。)第5条に定めに従い、設置する。

また、学長候補適任者の推薦人は、意向調査管理委員会委員になることはできないこととする。

(2) 意向調査の公示

実施細則第6条に定めのとおり公示する。なお、公示は各キャンパス掲示版及び電子掲示版(ガルーン)とする。

(3) 所信等の閲覧

- ・ 学長選考会議及び意向調査管理委員会は、投票資格者から学長候補適任者に対して質問等があれば取次ぎはするが、回答などは学長候補適任者で個別対応とする。
- ・ 履歴及び所信の閲覧については、実施細則第7条に定める指定された場所での閲覧とする。

(4) 意向調査の方法

実施細則第8条のとおり単記無記名投票とし、有効投票の確認は、学長実施細則第12条様式8に定めに従い行う。なお、投票用紙に正確に記入していないものは、意向調査管理委員会委員が判定する。

(5) 投票資格者名簿

実施細則第10条のとおり作成する。また、投票資格者は、実施細則第9条に定めるとおり意向調査を実施する日において在職する職員(常勤)とするが、特命教授、特命准教授及び再雇用職員は投票資格者とししない。

(6) 投票所

- ・ 投票所は、実施細則第11条に定めるとおり各キャンパス1箇所とし、実施細則第13条のとおり投票及び開票の立会いは意向調査管理委員会委員が行う。
- ・ 各投票所には管理責任者を置くこととし、意向調査管理委員会委員がこれに当たる。
- ・ 投票用紙の交付に際して、実施細則第12条による投票資格者の確認方法は、身分証明書等により確認する。

- ・ 開票は1箇所で行い、投票数及び得票数は全学まとめて表示する。
- ・ 意向調査に係る不在者投票は実施しない。

(7) 意向調査の公表について

- ・ 学内外へ公表する。学外に対しては、報道機関等へFAX等で公表する。
- ・ 公表内容は、学長候補適任者全員の氏名と得票数とする。

(8) 学長選考日程(案)について

学長候補適任者の推薦期間は、9月下旬からとする。

4 学長選考日程(案)について

金岡議長から、学長選考日程(案)について提案があり、事務局から資料6に基づき説明が行われ、審議の結果、概ねこの日程(案)で進めることとし、9月下旬以降の日程については、学内日程等との調整を図り、早急に日を確定することとした。

また、今後の学長選考会議の日程についても早急に確定し、各委員へ通知することとした。

5 その他

- ・ 本日の会議の審議事項については、役員会へ報告することとした。

以上